

新型コロナウイルス感染症の 影響を受けてお困りの中小企業者の方へ

県では、県制度融資による金融支援を行っております

中小企業者向け県制度融資

(R5. 4. 1)



新型コロナウイルス感染症対策融資

融資対象者	県内に事業所を有する中小企業者又は中小企業団体で、次のいずれかに該当するもの (1) 新型コロナウイルス感染症の影響により、最近1か月の売上高が前年同月（新型コロナウイルス感染症による影響を受ける前の同月でも可。）に比較して3%以上減少しており、かつ、その後の2か月を含む3か月間の売上高が3%以上減少する見込みであるもの (2) 新型コロナウイルス感染症の影響により、最近1か月の売上総利益率又は営業利益率が前年同月（新型コロナウイルス感染症による影響を受ける前の同月でも可。）に比較して3%以上減少しており、かつ、その後の2か月を含む3か月間の売上総利益率又は営業利益率が3%以上減少する見込みであるもの (3) 信用保険法第2条第5項第4号又は同条同項第5号の規定による認定を受けたもの（新型コロナウイルス感染症に係るものに限る。）	
資金用途	運転・設備・借換資金	
融資限度額	6,000万円	
融資期間	1年超10年以内（うち据置2年以内）	
融資利率	1.2%以内(保証付き責任共有制度対象外) 1.4%以内(保証付き責任共有制度対象)	
信用保証	保証協会の保証を付するものとする。	
必要書類	共通	県税事務所長発行の納税証明書 許認可等の写し（許可業種の場合）
	融資対象(1)	営業状況調書（別記様式10-3）
	融資対象(2)	営業状況調書（別記様式10-4）
	融資対象(3)	市町村長の認定書
申込方法	取扱金融機関へお申込ください。	

お問合せ

- ・ 銀行、信用金庫、信用組合、又は商工中金の県内営業店
- ・ 栃木県産業労働観光部経営支援課金融担当 028-623-3181